

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

雇用対策法（昭和41年法律第132号）の改正（題名変更）に伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）（以下「番号条例」という。）を改正するもの。

2 改正の内容

番号条例別表第2の20の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

なお、今回の改正は法律題名のみの改正であり、特定個人情報に関する事務処理に変更はないものである。

3 条例施行日

公布の日から施行する。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）新旧対照表

新			旧		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～19 略			1～19 略		
20 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略	20 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略
		<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u> （昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの			<u>雇用対策法</u> （昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		略			略
以下略			以下略		